

通 知 書

平成 23 年 9 月 6 日

東京都千代田区神田司町2丁目16-7

第二小林ビル2階

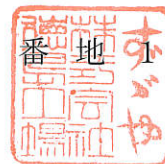
仏壇公正取引協議会準備委員会

代表 小堀 賢一 殿

高松市東ハゼ町13

ずゝや株式会社

代表取締役 上林 敏成



拝啓 貴会におかれましては、益々御盛祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（以下「本件規約等」と言います。）につきまして、現在認定手続が進められておりますが、当社は、仏壇公正取引協議会準備委員会の会員として、以下のとおり通知致します。

1. 表示公正競争規約の意義

表示公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「不当表示防止法」と言います。）は、周知のとおり、「事業者間の公正な競争を確保するため」に策

定されるものであり（不当表示防止法 1 1 条 1 項）、その認定を受けるためには、「事業者間の公正な競争を確保するため適切なものであること」、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれのないこと」、「不当に差別的でないこと」等に適合しなければならないとされています（不当表示防止法 1 1 条 2 項）。

しかしながら、その後の消費者庁との協議、要請等を受けての修正案では、これら諸点に適合するとは到底理解できません。以下、詳述致します。

2 . 調査が著しく不十分であること（本件規約別表第 4 及び同第 6 について）

本件規約の申請案策定にあたっては、仏壇公正取引協議会準備委員会における発起人会（以下「発起人会」と言います。）において、幾度の協議を経てきました。発起人会の協議においては、既に経済産業省における「仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会・ワーキンググループ」（以下「研究会」と言います。）において検討が重ねられていたこともあり、経済産業省主導の下進められてきたものであります。そして、国産表示の基



準を検討するにあたっては、いわゆる 5
1 パーセントルールを巡って議論がなさ
れていたところでありますが、本来、仏
壇の型式・様式は生産地により多種多様
(金仏壇では 14 生産地、唐木仏壇では
6 生産地)であり、その製造工程・原価構
成等も複雑多岐にわたり、正確な原価構
成を把握するためには、多くの生産地業
者に対する調査を実施することが当然の
前提として必要となります。しかしなが
ら、この点につきましては、具体的な調
査が実施されることなく、1 社のみの調
査資料を基準として申請案が作成される
こととなりました。この点につきまして
は、平成 23 年 5 月 26 日に実施された
第 4 回発起人会において、経済産業省の
吉田参事官が、「原価構成の計算は、特
定の 1 社に御協力いただき、普及品で原
価計算した」と述べていることから明
らかです。発起人会では、以上のような
調査状況を踏まえ、詳細はガイドライン
にて決定することを前提として、申請案
にて申請することにつき合意が得られま
した(第 4 回発起人会議事録)。しかしな
がら、今般、消費者庁の指摘を受けて作
成したとされる本件規約別表第 4 及び同



6 に関する修正案「20110814消費者庁指摘後－1」と題するファイルにて、平成23年8月19日付で、貴会発起人代表小堀賢一氏より、発起人らに対して電子メールで送付された案（以下「修正案」と言います）においては、このような発起人会の議論を全く無視した修正がなされています。修正案記載のとおりに、工程の比重を重視した修正案を作成するのであれば、当然ながら前記した多種多様な生産地全てについて、製造工程や原価構成等について調査の上検討すること不可欠であり、重視すべき工程についても、全ての生産地について適用できる内容でなければ、特定の業者や生産地について結果として優遇的に適用される可能性が極めて強いものとなります。従って、発起人会代表小堀様より、発起人らに対して送付されてきました修正案については、前提とされる事実関係の調査が著しく不十分であり、「事業者間の公正な競争を確保するため適切なものであること」、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害すおそれのないこと」、「不当に差別的でないこと」等に適合しないことは明らかです（不当表示



防止法 11 条 2 項)。修正案の作成にあたっては、発起人会における議論は勿論、一般仏壇関係者、業者等の多数意見を十分に考慮した上で作成されるべきであり、今般の修正案については、前記調査が不十分であり、業界としての多数の関係者の意見が反映されていないことは明らかです。

3 . 修正案作成過程について

修正案作成過程につきましては、申請案の作成過程と異なり、開かれた場所での検討、協議等が一切なされていません。消費者庁の指摘につきましては、平成 23 年 8 月 19 日付電子メールにて、貴会発起人代表小堀賢一氏から発起人らに対して、「20110814 仏壇の原産国について（0811 消費者庁指摘後）」と題するファイルが送付されてきましたが、そこでは、抽象的に消費者庁から指摘された事項、及びこれに対する貴会の対応が記載されているに止まり、消費者庁のどの担当者から、いつ、どこで、どのような経緯で指摘を受け、それが口頭なのか書面的のかも含め、何ら具体的な資料も提供されないまま、また、それについて誰がどのような経緯で対



応したのかも何ら不明です。そして、そのようないつどこで、誰がどのようにして検討したのかについても明らかにされないまま、一方的に修正案が送付されてきています。

特に、修正案にて修正された箇所が、これまでの議論の中心とされ、仏壇に係る事業者の最大の関心事でもあり、発起人会においても議論の中心であった国産表示の基準についてであることからすれば、このような方法にて修正することは、仏壇業界全体からの意見が反映されたものとは到底認められることができない、極めて不公正な方法であることは明らかです。また、貴会（執行部）において、準備会会員に対する説明責任も、何ら果たされていないことも明らかです。

このような本件規約の最も重要な事項について修正するためには、準備会会員に対して、具体的な資料が送付されると共に、十分かつ詳細な情報提供がなされ、多くの意見を反映させることが必要不可欠であり、そのような過程を経ることなく修正案が作成されることは、前記した各生産地に対する調査、議論が不十分であるなか、結果的に、「事業者間の公正



な競争を確保するために適切なものであること」、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれのないこと」、「不当に差別的でないこと」等に適合しないことに至ることは明らかなです（不当表示防止法11条2項）。

4 . 以上のとおり、修正案については、本件規約策定に至った原点、基本に立ち返って、真の消費者保護を実現し、かつ、業者間における公正な競争の確保を図るべく、仏壇業界全体で、再度詳細な調査、意見聴取を行い、それら関係者の多数の意見が反映されるべく議論がなされるべきことは明らかなです。前記のとおり著しく不十分な調査、検討、議論しかなされていないなかでの今般の修正案は、その内容の公正性について何ら検証がなされていないものと言わざるを得ず、このような状況で作成された修正案の下では、本来検討されるべき消費者保護、業者間の公正な競争を損なう結果に至ることも明らかなです。

5 . 以上のとおり通知致しますので、御回答頂きますようお願い致します。

敬具

追伸「仏壇に貼り付ける公正マーク」の話は



最初から聞いていません。

執行部の勝手な判断でしょうか。



この郵便物は平成23年9月6日第4/22/号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

